

告示

埼玉県告示第千六十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和三年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇トリッ	1 1 C 1 2 0 3 5 8	四十	船舶	令和三年八月二十五日
	）			令和四年一月三十一日
一〇〇トリッ	1 1 G 1 0 5 2 5 2	十二	船舶	令和三年八月二十五日
	）			令和四年一月三十一日
二〇〇トリッ	1 1 H 0 3 0 5 7 2	十	船舶	令和三年八月二十五日
	）			令和四年一月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

千葉県浦安市千鳥一番地
スバル興業株式会社 浦安マリーナ

免税証を交付した事務所	亡失年月日
埼玉県春日部県税事務所	令和三年九月一日